

子どもの運動不足解消のための運動機会創出プラン
アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)を活用した運動遊び促進事業
都道府県体育・スポーツ協会委託事業 実施要項(静岡県)

1. 目的

公益財団法人日本スポーツ協会は、「アクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)を活用した運動遊び促進事業」の実施により、新型コロナウイルスの感染リスクに備えた、全国の学校に対する一斉の臨時休業と、全国的なスポーツイベントの中止に起因する、子どもの運動不足による体力の低下を解消することを目指し、公益財団法人日本スポーツ協会が推進するアクティブ・チャイルド・プログラム(ACP)を活用し、運動遊びを促進することによって、運動不足の子どもたちのスポーツ活動へのスムーズな復帰を可能とすると共に、日常的にスポーツを行う場を持たない子どもたちが、身体を動かすことの楽しさを体験する機会を提供するため、その事業の一部が静岡県スポーツ協会に委託され、さらに静岡県スポーツ協会としては下記団体に委託する。

2. 委託内容

子ども(幼児・小学生)を主な対象とした ACP を取り入れたイベントの開催

3. 委託先

- ・公益財団法人静岡県スポーツ協会加盟団体(市町体育・スポーツ協会、市町スポーツ少年団)
- ・静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(加盟クラブ)

4. 委託期間

令和2年7月1日(水)～令和2年12月31日(木)

5. 対象者

静岡県内の子ども(幼児・小学生)をメインとする。

6. 実施形態

人数の下限、上限は設けないが、地域の多くの子どもが参加しやすいよう配慮すること。

7. 実施内容

(1) 対象事業となるイベントの種類

- ・既存事業に ACP を組み込んだもの。
- ・子どもを対象とする内容が含まれるもの。
- ・子どもがメインであれば、親子教室等も可とする。また、小学校・保育園・児童クラブ等での活動も可とするが、特定の対象者に限定せず、地域から幅広く参加者を呼び掛けること。
- ・他の助成金(助成事業)等の重複がないこと。

(2) 実施の注意事項

- ・ACP を体験(活用)する。
- ・ACP ガイドブックに掲載の遊びを 15 分以上アイスブレイク等で活用する。

- ・日本スポーツ協会が今年度作成する ACP に関するガイドブックを指導者へ配布し、簡易冊子を参加者に配布する。
- ・イベント開始時に本事業の目的等を参加者へ伝える。説明原稿(参考)は、業務委託料交付時に提供する。

(3) ガイドブック・簡易冊子等

- ・ガイドブック等は予算に経費計上する必要はありません。9月以降の事業については、実施団体より事前に提出された実施事業一覧表に記載の部数を日本スポーツ協会より実施団体へ直送されます。なお、7月、8月に実施する事業のガイドブック等配布の対応は、現在未定となっておりますので日本スポーツ協会より情報が入り次第、お伝えします。
- ・ACP に関する情報は、日本スポーツ協会 HP の ACP 総合サイトをご参照ください。
URL:<https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/acp/index.html>

8. 申請手続

- (1) 実施する静岡県スポーツ協会加盟団体(市町体育・スポーツ協会、市町スポーツ少年団)、静岡県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会(加盟クラブ)は、**令和2年8月17日(月)**までに事業計画書・事業一覧表・収支予算書を静岡県スポーツ協会(以下、当協会という。)へ提出すること。
- (2) 実施希望団体は、実施計画書等を当協会へ提出すること。提出された実施計画書等を当協会にて取りまとめた後に日本スポーツ協会へ提出いたします。日本スポーツ協会企画調整課において審査され、適切であると認めた場合、日本スポーツ協会と当協会において委託契約を締結いたします。それを受け、当協会と実施希望団体において委託契約を締結いたします。

9. 委託経費

- (1) 当協会は、実施団体に予算の範囲内で当該事業の実施に必要な経費を業務委託費として支出する。なお委託費は、謝金、旅費、借損料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、雑役務費に支弁することができる。源泉徴収についても実施団体で処理する。
※領収書の宛名は実施団体とし、当協会へは領収書の写しを提出する。
- (2) 上記8(1)により提出された事業実施計画書等は日本スポーツ協会企画調整課において精査を行い、適正と認めた場合、当協会と委託契約を締結のうえ、当協会へ委託費が交付される。それを受け、当協会より実施団体に委託金を交付する。
- (3) 実施団体は委託締結に伴い、支払いを行う場合には、別に定める経理処理要領及び委託対象経費基準表に基づき、経費の効率的な使用に努めること。
- (4) 実施団体は契約締結後、事業の実施過程において、実施計画書について変更する必要があるときは、速やかに当協会に報告し、その指示を受けるものとする。
- (5) 実施団体は、委託費の収入及び支出に当たっては、他の経費と区分して帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、経理の状況を明らかにしておくものとし、事業を実施した翌年度から5年間保存する。本事業に対し、会計検査院による検査が実施される場合がある。
- (6) 当協会は、実施団体が委託事業実施要項・委託契約書・経理処理要領に違反したとき、実施に当たり不正若しくは不当な行為をしたとき、委託事業の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

10. 委託金の交付

当協会は、実施団体からの実施計画書に基づき、業務委託契約を締結し、実施団体へ委託金を交付する。

11. 事業完了(廃止等)の報告

- (1) 実施団体は、本事業が完了したとき、**令和3年1月4日(月)**までに事業報告書、実施事業一覧表、収支決算報告書、証憑書類(写し)、開催要項、日程表、参加者名簿を当協会に提出する。なお、廃止又は中止(以下、廃止等という。)の場合にも同様とする。
- (2) 日本スポーツ協会より事業の成果普及等のため、事業報告書および事業における取組事例の提供や、成果の報告を求める場合がある。

12. 委託費の額の確定

- (1) 当協会が、上記 11(1)により提出された事業報告書類等について、検査等を行い、その内容が適正であると認めたとときに、委託費の額を確定し、実施団体に対して通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、事業に要した実支出額又は委託契約額のいずれか低い額とする。
- (3) 上記(1)の確定額が交付済額に満たない場合、実施団体は、確定額と交付済額の差額を当協会へ返納しなければならない。

13. その他

- (1) 当協会は、実施団体による本事業の実施が当該趣旨に反すると認められるときは必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。
- (2) 当協会は、委託業務の実施に当たり、必要に応じて実施団体の求めに対して指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るために支援する。
- (3) 当協会は、必要に応じ、この実施事業及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 本事業の実施に伴い発生した著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 21 条から第 28 条までに規定するすべての権利を含む。)については、原則として日本スポーツ協会に帰属させるものとする。ただし、これに拠らない場合は、別途日本スポーツ協会と協議すること。
- (5) この要項に定めるもののほか、本事業の実施に当たり必要な事項については別に定める。